

2020年1月14日

大阪府労働委員会会長 様

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東1番17号8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 増田俊道

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

1. 被申立人

所在地 神戸市西区学園西町3丁目4番地
名称 公立大学法人神戸市看護大学
代表者 理事長 北 徹

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人の2019年11月20日付け「団体交渉申入書」記載の団体交渉に誠実に応じなければならない。
- (2) 被申立人は、Paul ■■■申立人組合員との労働契約を履行して、賃金を全額支払わなければならない。
- (3) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、神戸市看護大正門前の見やすい場所に1週間掲示しなければならない。

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田俊道 様

公立大学法人神戸市看護大学
理事長 北 徹

陳 謝 文

公立大学法人神戸市看護大学は貴労組から2019年11月20日付けで申し入れられた団体交渉において、貴労組組合員の2019年度後期授業を一方向的に閉講したことは不可抗力であった、法人に責任はないとして雇用契約にある賃金支払いを拒否しました。貴労組からの指摘を踏まえて、他大学の規則に準じて同人に2か月分の賃金相

当額を支払うという矛盾に満ちた回答も行いました。しかし、2か月分の賃金は支払いませんでした。

使用者と労働者の間で締結された雇用契約は双方が誠実に履行しなければならないところ、当法人は契約を履行しないだけでなく、不履行の理由についても合理性のない回答を行ったことは、誠実団交義務を果たさないものであり、労働組合法7条第2号に該当する不当労働行為であり、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

3. 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）は1989年11月23日に主に教育に係る労働者で結成された労働組合である。申し立て時において被申立人に勤務する組合員は1名である。

公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）は神戸市看護大学を設置運営している地方独立行政法人である。

(2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

- ① Paul ■■■組合員（以下「Paul組合員」という。）は、2016年4月被申立人に雇用され、1年期限の労働契約を更新してきた。2019年度は前期・後期とも2クラスの授業を担当することとなった。前期は水曜日3限20人、同4限18人の受講者があった。
- ② 同年7月24日付け書面で、被申立人学長は後期授業が同年10月16日から始まる旨の案内をPaul組合員に送った。
- ③ Paul組合員は同年10月16日に後期授業のために出勤すると、前期20人だった3限クラスは9人、18人だった4限クラスは1人の受講生がいただけであった。従前、後期授業の受講生は前期に比べて減少するものの、それでも平均すれば14～15名はあった。そして、次週10月23日には4限クラスの受講生はゼロとなった。そこで、被申立人は、受講生がゼロとなったことから4限クラスを閉講し、授業を行わなくなったコマ数については賃金を支給しないとPaul組合員に通知した。

(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

- ① 同年11月6日、組合は法人に「組合員通知及び労働条件に関する要求書」を送付

して、Paul組合員の担当授業再開あるいは代替業務提供ないしは賃金満額支給を求めて、同月15日までに回答することを通知した。

- ② 同月15日、法人はe-mailを組合に送付して、後期授業不開講については当該非常勤講師本人に説明を行っている旨、組合には回答しない旨を通知した。
- ③ 同月20日、組合は「団体交渉申入書」を法人に送付して、Paul組合員の後期担当授業を開講すること、開講できない場合は代替業務提供あるいは支払予定賃金を満額支給すること、Paul組合員の次年度の授業持ちコマ数を今年度と同等以上とすること、組合員の労働条件変更についての事前協議・同意実施を団交事項とする団交を同月27日あるいは12月4日に開催することを申し入れた（以下「本件団交」という。）。
- ④ 同月25日、法人は組合が求める団交日時が不都合であると返答してきた。そこで、双方が日程調整を行い、同年12月11日午後3時から団交を行うことを決定した。
- ⑤ 同年12月11日神戸研究学園都市大学利用施設 UNITY（ユニティ）で本件団交が開催された。法人側からは岸本寛経営管理課長、武藤剛経営管理総務係長、小林良成学生教務課教務係長ら5名が出席したが、理事は一人も参加しなかった。組合からは山下恒生顧問、Gregory ■■■・TNC（Trans National Caucus）代表、Paul組合員が出席した。

団交事項である後期授業開講について、法人は受講者がいなくなったので不開講としたが、これは大学の責任ではない、不可抗力であるとして授業開講あるいは代替業務提供ないし賃金満額支払いを拒否した。また、労働基準法26条の休業手当の支給要件にも該当しない旨を回答した。組合から回答の問題点を指摘し質問を行うと、法人は受講生がいなくなったのはPaul組合員の責任ではないことを認め、雇用契約が履行できないと言い出したのも法人であることを認めた。

そこで組合は、大学の事情で授業が開講できないとしても、法人には雇用契約の履行義務があるのだから代替業務を提供するか、雇用契約で約束した賃金満額を支払うべきだと要求した。これに対して法人は、受講生がいなくなったのは不可抗力であり、法人に責任はないことを繰り返すだけであり、雇用契約の履行責任については回答しなかった。組合が履行責任を求めると、神戸市外語大学の規則に準じて10月・11月授業予定日分の給与相当を12月に支給する旨を回答した。組合は、授業不開講の責任はない、不可抗力であるといいながら他大学の規則に準じて2か月分の給与相当を支給するなど論理が無茶苦茶であることを指摘して、大学非常勤講師の求人状況の特性からすると不開講については賃金満額支給が相当であると追及したが、法人はこれに応じなかった。

団交事項の次年度授業コマ数について、法人は、専任教員を採用したから今年度で雇止めするとの通知を送付済みであると回答した。組合は、専任教員の採用過程

についての疑念等を指摘して、Paul組合員の雇用継続を求めたが法人はこれに応じなかった。労働条件変更にかかる事前協議等について、法人は団交申入れがあれば応じると回答しただけであった。

組合は、団交での回答には納得できず、回答そのものが不誠実であることを指摘したうえで、今後の対応を検討する旨を通知して団交を終えた。

- ⑥ 同月23日、組合は「申入書」を法人に送付して、本件団交において法人が誠実団交義務を果たしていないことを指摘して、回答を再検討する用意があるかについて同月27日までに返答することを求めた。再検討する用意がない場合あるいは期日までに回答がない場合は、不当労働行為の救済申し立て手続きに入る旨も通知した。
- ⑦ 2020年1月6日付け「回答書」が弁護士吉田裕樹被申立人代理人から組合に届けられ、団交での回答を変更する予定はない旨が伝えられた。

4. 本件不当労働行為について

上記3. (3)のとおり、法人は本件団交において、雇用契約不履行は法人が言い出したことであると認めながら、不履行は不可抗力であり、履行責任は法人にはない旨の回答に終始した。また、組合が賃金満額支給を求めたことに対して、他大学の規則に準じて2か月分給与相当を支給する旨を回答するなど非合理的・非論理的そして没主体的な対応を行った。また、組合が回答の再検討を求めたことについては、回答期限を相当経過した後、代理人を通して、回答を変更しない旨の連絡を行った。

このような本件団交における法人の対応は、誠実団交義務を果たすものでなく、労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為である。

5. 結語

使用者と労働者は雇用契約を誠実に履行する義務を負う。また、民法628条あるいは労働基準法26条が定めるとおり、雇用契約の解消には相手方の同意ないしは損害賠償を必要とする。このことについて労働組合が丁寧に説明しても、まるで聞き耳を持たない法人の対応は、契約社会に適さないものである。

府労委にあつては、法人の不当労働行為についての救済を命令することで、現代社会のルールを教示されたい。

以 上